

保護者の皆様

豊川市教育委員会 教育長 高本 訓久  
豊川市立代田小学校長 野田 佳宏

## 大雨がもたらす「洪水・浸水害・土砂災害」の恐れがある場合の避難情報（警戒レベル）を踏まえた学校の対応について

みだしの件につきまして、本校の通学地域の全部または一部が避難対象地域（対象校区）となり、警戒レベル3以上が発令された場合について、お子様の兄弟姉妹が在籍する小中学校と連携をとりながら、下記のように対応します。なお、洪水・浸水害については、4つの水系ごと、土砂災害については対象地域（対象校区）での対応になります。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 1 警戒レベル3「高齢者等避難」

#### (1) 登校前に発令されている場合

- ① 通学路の状況等により、臨時休校や授業の開始時刻を変更することがありますが、原則、平常通り授業を行います。
- ② 保護者が、お子様の身の安全を守るという観点から登校を見合わせる判断をした場合は、学校にその旨を連絡してください。校長が合理的な理由と認めた場合、欠席扱いにはしません。

#### (2) 登校後に発令された場合

- ① 気象状況の変化や教育委員会からの通知によっては、途中で授業を切り上げることもありますが、原則として通常通り授業を続けます。
- ② 状況の悪化が見込まれると判断した時点で、直ちに授業を打ち切り、以下の避難行動に移行します。

ア 「校内待機」「引き取り下校」「集団下校」など、下校の方法について保護者の皆様に情報配信等いたします。

イ アに示す方法では都合が悪い場合、学校へ連絡してください。ご相談に応じます。

#### (3) 学校に避難

#### (4) 所が開設される場合

- ① 学校に避難所が開設されることがわかったら、直ちに授業を打ち切り、(2) ②と同じ避難行動に移行します。

### 2 警戒レベル4「避難指示」以上

#### (1) 登校前に発令されている場合

- ① その日は臨時休校となるので、登校させないでください。なお、原則としてその翌日から授業を再開します。
- ② 学校は、避難指示（緊急安全確保）の解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況に関する情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させられると判断できるまでは登校させません。

#### (2) 登校後に発令された場合

- ① 直ちに授業を打ち切り、以下の避難行動に移行します。
  - ア 「校内待機」「引き取り下校」「集団下校」など、下校の方法について保護者の皆様に情報配信等いたします。
  - イ 「校内待機」とした場合は、避難指示（緊急安全確保）の解除後も災害の状況等に関する情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させられると判断できるまでは下校させません。
  - ウ アに示す方法では都合が悪い場合、学校へ連絡してください。ご相談に応じます。

### 3 その他

- (1) 特別警報が発表された場合も、「2 警戒レベル4以上」の対応と同じとなります。
- (2) 地方気象情報で大雨災害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「警報の可能性が『高』以上」）には、前日までに教育委員会が臨時休校を判断することもあります。
- (3) 「引き取り下校」となる場合には、周辺の交通状況への配慮が必要となります。自家用車の使用を制限させていただいたり、お住まいの地域や学年ごとに迎えの時間をずらしたりする措置をとらせていただくことがあります。

〈この件に関するお問い合わせ先〉 豊川市教育委員会 学校教育課  
(0533) 88-8033  
豊川市立代田小学校  
(0533) 86-4166